門真市立二島小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな 成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を 尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならず、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることになります。

そのために学校では、学校教育目標の重点目標において、「お互いのちがいを認め合い、仲間とのつながりを大切にし、いじめや差別、暴力などを許さない豊かな人権感覚を持った子どもを育成する」「社会に存在するいろいろな差別や偏見の問題に気づき、人の立場に立って考え、行動できる子どもを育成する」を掲げ、人権教育を行ってきました。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児 童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法 第2条)

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされている必要があります。(いじめの防止等のための基本的な方針)また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に一人ひとりの児童を注意深く観察する必要があります。

- 3 いじめ防止のための組織
 - (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としの様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3) 構成員

学校長、教頭、首席、生徒指導担当、養護教諭、各学年から1名 ※必要に応じて外部専門家(SC、SSW、学校医等)をメンバーに加えます。

(4) 役割

いじめアンケートの実施、教職員研修の企画や情報の収集および集約を行います。

- ①未然防止
- ②いじめの解決に向けて事案を掌握し、解決する。
- 4 いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ 感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、い じめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にする感性や 意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないこ とや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ること も必要です。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、 すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要がありま す。そのためには、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・わかる授業の実現
- 自己肯定感を育む学級活動の取組
- ・教職員の人権意識を育む人権研修の実施
- ・ 道徳、 人権教育の充実
- ・心を育む特別の教科道徳の充実
- ・児童が自分たちの問題としていじめを捉えるよう、主体的に話し合える場を作る
- ・児童の社会性の構築に向けた取組

5 いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に 留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童 理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、 違和感を敏感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ご したり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにした りすることは、絶対に避けなければなりません。

早期発見については、

- ① 児童のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ (情報に基づき)速やかに対応することが特に必要であるそのためには、本校では、以下のような取組を進めます。
 - ・子ども理解(居場所の確保)
 - 相談活動
 - ・遅刻・欠席児童の把握と共有

6 いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、 組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと 周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげ ていくことも大切です。児童の気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組 織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害児童のケア、加害児童の指導 など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることになります。

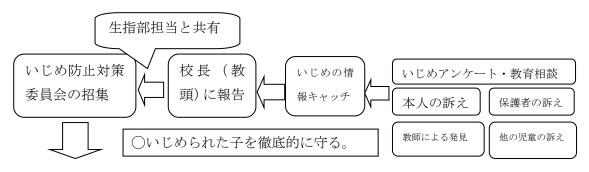
そのために、本校では以下のような取組を進めます。

- ・いじめ対策の校内組織を設置する。
- ・子どもの主体性を尊重するとともに、まず、子どもの話を充分に聞く。

7 年間計画

別紙参照

8 組織的ないじめ対応の流れ



情報を集める

指導・支援体制を組む

子どもへの指導・支援

今後の対応

- ○当事者双方、 周りの子どもか ら聴き取り、記 録する。
- ○個々に聴き取りを行う。
- ○関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

- ○指導のねらい・方 針を明確にする。
- ○すべての教職員の共通理解を図る。
- ○対応する教職員の役割分担を考える。
- ○教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案。

- ○いじめられた子どもを保 護し、心配や不安を取り除 く。(見守る体制を整備)
- ○いじめた子どもに、相手 の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人 権意識を持たせる。
- ○いじめた子どもの背景に 寄り添い、ともに考え、見 守りを続ける。
- ○いじめを見ていた子ども に対して、自分の問題とし て捉えさせる。

- ○継続的に指導や支援を行う。
- ○カウンセラ一等の活用も含め心のケアにあたる。
- ○心の教育の 充実を図り、 誰もが大切に される学級経 営を行う。

校長→教育委員会・サポートチーム等

- 保護者と連携する
- ○直接会って、具体的な対策を話す。
- ○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

9 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、直ちに市教育委員会へ報告を行うとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)により適切に対応する。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援 のもと、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会において事実関係を明確にす るための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、 必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。な お、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査 に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。